なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩　株式会社キャビン役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社キャビン役員からの情報受領者による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第３項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年３月26日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者（第一次情報受領者）は、

⑴　株式会社キャビンの役員から、同人がその職務に関し知った、株式会社キャビンの業務執行を決定する機関が大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との業務上の提携の解消を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表された平成18年４月19日午後３時１分より前の同年３月29日から同年４月19日までの間に、株式会社キャビンの株券合計４万株を総額1,900万3,000円で買い付け、

⑵　株式会社ファーストリテイリングと業務提携契約を締結していた株式会社キャビンの役員から、同人が同契約の履行に関し知った、株式会社ファーストリテイリングの業務執行を決定する機関が株式会社キャビンの株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、この事実が公表された平成19年７月23日より前の同年６月11日から同年７月19日までの間に、株式会社キャビンの株券合計７万2,000株を総額3,828万3,000円で買い付け

たものである。

【課徴金額】　1,860万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年３月26日

課徴金納付命令日　平成21年４月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪　株式会社ジー・エフ役員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ジー・エフ役員による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第166条第１項第１号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年４月17日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ジー・エフ（現日本アジアグループ株式会社）の役員であったが、同社が株式の発行を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表された平成19年12月21日より前の同年９月19日から同年10月３日の間に、株式会社ジー・エフの株券合計100株を総額312万7,150円で買い付けたものである。

【課徴金額】　170万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年４月17日

課徴金納付命令日　平成21年５月14日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫　株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引について検査した結果、法令違反（旧金商法第166条第１項第５号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年４月22日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社栗本鐵工所取引先の社員であったが、同社の他の社員が、同社と株式会社栗本鐵工所が締結した売買契約の履行に関し知った、株式会社栗本鐵工所が製造、販売する高速道路用ホロースラブパイプについて、強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認された旨の同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を、その職務に関し知り、この事実が公表された平成19年11月21日午後１時30分より前の同日に、株式会社栗本鐵工所の株券合計１万1,000株を総額345万4,000円で売り付けたものである。

なお、本件重要事実である高速道路用ホロースラブパイプの強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたことは、金商法第166条第２項第４号のいわゆるバスケット条項を適用したものである。

【課徴金額】　121万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年４月22日

課徴金納付命令日　平成21年５月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬　株式会社アルゴ21ほか４社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社アルゴ21ほか４社の株券に係る内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第167条第３項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年５月22日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者（公認会計士、第一次情報受領者）は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社ほか４社との公開買付代理人契約又は公開買付けに係るアドバイザリー契約等の契約締結先の証券会社社員から、同人がその契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関し知った、キヤノンマーケティングジャパン株式会社ほか４社が、それぞれ株式会社アルゴ21ほか４社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、これらの事実が公表されるより以前の平成19年４月25日から同年11月12日までの間に、株式会社アルゴ21ほか４社の株券合計7,800株を総額683万3,900円で買い付けたものである。

【課徴金額】　258万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年５月22日

課徴金納付命令日　平成21年６月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭　カブドットコム証券株式会社社員ほか１名による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

証券監視委は、カブドットコム証券株式会社社員ほか１名による内部者取引について検査した結果、法令違反（証取法第167条第１項第５号等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月５日